

## 国立赤城青少年交流の家物品の貸出に関する申し合わせ事項

令和4年8月1日 制定

### (趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立青少年教育振興機構資産管理事務取扱規則第21条に基づき、国立赤城青少年交流の家（以下「当施設」という。）の物品の貸出について、必要事項を定める。

### (貸出物品)

第2条 貸出できる物品は、次に掲げるものとする。

- 一 野外炊事用具
- 二 自然観察・調査用物品
- 三 スポーツ関係物品
- 四 レクリエーション関係物品
- 五 読書活動支援関係物品
- 六 音楽活動支援関係物品（ピアノを除く）
- 七 その他所長が認める物品

### (貸出対象団体等)

第3条 物品を貸出できる団体等は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法第1条で定める学校
- 二 社会教育施設
- 三 社会教育関係団体
- 四 青少年団体
- 五 その他所長が認める団体等

### (貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

### (貸出条件)

第5条 物品の貸出は、次の各号に適合し、かつ当施設の研修活動及び運営に支障がないと認められる場合に限り行うことができる。

- 一 貸出物品の使用目的は、教育的活動又は公共的な活動と認められるものに限る。
- 二 貸出物品の取扱い等は、これを熟知した者、又はその者の指導のもとに行う。
- 三 専門性を有する貸出物品（精密機器等）の取扱いは、責任を持って取扱うことができる者が行う。なお、当該貸出物品の操作を行う者が確実にその技術を有することを経歴等において確認できない場合は、事前に当施設において実際に操作してもらうなどして確認する。
- 四 貸出物品の使用前には、物品の動作等、安全に使用できることを確認する。
- 五 貸出物品を紛失及び破損した場合は、実費弁償とする。
- 六 貸出物品の使用時における事故等にかかる補償は、借り受けた団体等において責任を持って行う。

### (禁止事項)

第6条 次の各号に掲げる活動を行う場合は、物品の貸出を行わない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教活動
- 三 専ら営利を目的とする活動

(貸出料)

第7条 貸出料は、無償とする。

(借用申請)

第8条 物品の借入を希望する団体等の代表者は、事前に当施設に連絡し、借用可能な場合は所定の借用書(様式第1号)を借用日の1週間前までに所長に提出するものとする。

(申請の取消)

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸出許可を取り消すことができるものとする。

- 一 第6条に違反するおそれがある場合
- 二 申請内容が事実と異なる場合
- 三 当施設の信用を損ねると認められる場合
- 四 その他、所長が特に必要と認めた場合

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(様式第1号)

## 借用申請書

申請日： 年 月 日

国立赤城青少年交流の家所長 様

申請団体

代表者名

連絡先住所

下記のとおり借用したいので申請いたします。  
なお、借用にあたっては、裏面の貸出条件を遵守いたします。

記

借用物品名		数量	
使用目的			
使用場所			
借用期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
取扱い責任者名 及び連絡先	電話番号 - - E-mail :		

※ 物品借用日の1週間前までに提出ください。

(ここから下は記入しないでください。)

国立赤城青少年交流の家記入欄

所長	次長	主任企画指導専門職	事業推進係長	管理係長	係員

貸出の可否 可 否

貸出日	年 月 日 ( )	貸出者		返納日	年 月 日 ( )	受取者	
-----	-----------	-----	--	-----	-----------	-----	--

**【貸出条件】**

- 一 貸出物品の使用目的は、教育的活動又は公共的な活動と認められるものに限る。
- 二 貸出物品の取扱い等は、これを熟知した者、又はその者の指導のもとに行う。
- 三 専門性を有する貸出物品（精密機器等）の取扱いは、責任を持って取扱うことができる者が行う。なお、当該貸出物品の操作を行う者が確実にその技術を有することを経歴等において確認できない場合は、事前に当施設において実際に操作してもらうなどして確認する。
- 四 貸出物品の使用前には、物品の動作等、安全に使用できることを確認する。
- 五 貸出物品を紛失及び破損した場合は、実費弁償とする。
- 六 貸出物品の使用時における事故等にかかる補償は、借り受けた団体等において責任を持って行う。